

発電所を建設する計画を発表し、ついで、アメリカもまた、原子力発電五ヶ年計画を発表した。さらに、同年六月末には、ソ連が、五千キロ・ワット原子力発電所を運転開始したことを公表した。また、原子力船舶についても、アメリカでは、原子力潜水艦の進水について、原子力委員会が諸会社に船舶推進用の原子力エンジンの研究や原子力船舶の設計を依頼し、ソ連やノルウェイでも原子力船舶の設計研究を進めていると伝えられている(昭三〇・四・一一東京)。

わが国においてもまた、こうした事情のもとに、上述のような予算面や行政面での措置が進められるとともに、やがては、「原子力憲章」といわれるものが、定められることになるであろう。それは、どのような構想のものとなるであろうか。

原子力が、もっぱら、平和的利用のみに関するものだとすれば、その法的規制も、比較的簡単である。それは、主として、公益事業的な立場、あるいは、公衆衛生上の見地から、一定の助成乃至取締の立法をすれば、それでよいと考えられる。ところが、今日では、原子力は、否応なしに、「防衛」とか「軍事」とかに関連する。この立場からすると、原子力の管理は、きわめて嚴重に行われねばならなくなる。原子力についての、この二

つの面は、その法的規制を、きわめて、複雑化させることとなる。ひとり、わが国が、たとえ、平和的利用のみを考えるとしても、国際的な関係から、「防衛」とか「軍事」とかが、からみ合ってくる場合には、平和的利用のみを考えた原子力法を定めることが、困難となるのではなからうか。

この点について、われわれの最も関心をひくものは、アメリカの原子力法(Atomic Energy Act of 1954)である。それは、最初、一九四六年に定められ、その後若干の修正を経て、一九五四年八月に大改正が行われ現在に至っている*。

* アメリカの新原子力法の法文については、電源開発株式会社調査資料「原子力特輯 No. 2」(昭三〇・三)が、原文と訳文をのせており、また日本学術会議「アメリカの新原子力法」(昭三〇・二)の訳文がある。その他 D. Cases「新しい米原子力法」(自然一〇巻三号、昭三〇・三)、「アメリカの新原子力法案の骨子」(原子力工業、創刊号、昭三〇・四)このアメリカの新原子力法は、上述のような原子力の二面性を同時に規制している。それは、「原子力は、軍事的にも平和的にも利用できる」とし、一方では、「国家の防衛と安全保障とを確保するために、常に最大の貢献をなすという至上目的を条件として、原子力の開発、使用及び管理は、一般の福祉に対して最大の

貢献をなすように行われなければならない」とするとともに、他方では「原子力の開発、使用及び管理は、世界平和を促進し、一般の福祉を増進し、生活水準の向上をはかり、民間企業の自由競争の健全化をはかるように行われなければならない」とする(同一条)。

そして、このような性質をもつ、アメリカの原子力法が、国際協定の通路をとおして、他国に影響を与えるということが予想されるのである。アメリカの対外政策の近時の型は、国内法で定めた事項を、国際協定を通じて、他国にも及ぼすというやり方である。例えば、経済協力法(Economic Cooperation Act)とヨーロッパ経済協力機構の諸国との経済協力協定、相互援助法(Mutual Defense Act)と諸国との相互援助協定(MSA協定)、国際開発法(Act for International Development)と諸国とのポイント・フォア協定などにみられる。そして、アメリカの原子力法も、また、やがては、このような型の例外ではありえないと考えられるのであり、この意味で、われわれの関心をひきおこすのである。

アメリカの旧原子力法は、軍事的考慮から、きわめて強度の国家独占(原子力委員会による独占)を定め、原子力情報

慮がはらわれ、一定の嚴重な規制のもとにはあるが、民間の非軍事的利用に対する許可がみとめられ、「工業用又は商業用として、実用的価値をもつに至つたこと」が原子力委員会によって認められた場合には、許可証によって、利用又は生産設備をもたせることがみとめられるようになった(同法一〇二条、一〇三条)。また、特殊核分裂性物質、原料物資などについても、許可証により国内配給が行われることとなった(同法五三条、六三条)。さらに、国際活動(同一条)についても、諸外国との協力や、原子力国際プールについての規定がもうけられている。

そこで、わが国にとって、まず、重要なことは、この国際活動についての規定であろう。おそらく、近い将来において、この規定にもとづく、国際協力が、わが国にも呼びかけられるのではないかと思われるからである。アメリカの原子力法によると、原子力委員会は、国際協力協定を結ぶことによつて、特殊核分裂性物質の国外配給(同五四条)、原料物質の国外配給(同六四条)、副産物の国外配給(同八二条)、さらに、機密資料の対外通報(同二四四条)などを行いうるのである。

ところで、これらの国際協力協定には、一定の条件がみとめられることが必要とされている(二二三条)。その条件で、

注目されるのは、(1)協力の条件、期間、性質及びその範囲、(2)協力協定において定められた機密保全とその基準とが維持される旨の相手国による保証、(3)協定により譲渡されるいかなる物質も原子兵器またはその研究、開発その他の軍事目的に対し、使用されない旨の相手国による保証、(4)協力協定により定められた場合を除き、協力協定により譲渡されるいかなる物質又はいかなる機密資料も、許可されない者あるいは相手国の管轄権外に譲渡されない旨の相手国による保証ということである(同一二三条(a))。したがって、わが国が、アメリカと原子力についての協定を結ぶということになれば、機密保全、軍事目的に使用しないこと、非許可者や第三国に譲渡されないことについて保証を与えなければならぬわけである。現在の憲法下において、軍事目的に使用しないことについての保証ということは、まず、問題ないであろうが、機密保全についての保証は、原子力の平和的利用に主眼をおくわが国としては、かなり、やっかいなこととなるであろう。

わが国としては、今後、原子力の平和的利用をはかるには、特殊核分裂性物質や原料などの国際的配給をうけるとか、十分に進歩していると考えられるアメリカの原子力関係の資料の通報をうけることが必要となってくるであろう。そして、アメリカの新原子力法では、一定の機密資料についても、大統領が、原子力委員会に対して対外通報をみとめているが(同一四四條)、これをうけるには、以上のような保証を与えなければならぬ。そうだとすると、わが国としては、国内法により、機密保全や、第三国への譲渡禁止などについての厳重な規定を設けねばならないこととなるであろう。アメリカの原子力法では、重要な事項についての違反に対しては、きわめて重い刑罰規定がもうけられており、とくに、合衆国に害をおよぼし、または外国に利益を与えるような場合には、刑罰の最高限は、死刑とされている場合が多い(同一二二条、二二四條、二二五條、二二六條)。このような厳罰が、国際協力協定の際に、わが国にも要求され、アメリカとわが国との国内法のレベルを同一水準に保とうとする方向にむかうであろうこともまた、想像することができよう。

現在すでに、M S A協定に関連して、「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法」(昭二九法一六六号)が定められており、防衛秘密保護の規定があり、違反に対しては、一定の刑罰(最高は十年の懲役)が課せられることとなっているのは周知の通りである。ところで、原子力関係の国際協定が結ばれた場合に、その機密資料保護のための刑罰規定が、このM S A協定に関連する防衛秘密保護のための刑罰規定の程度ですむかどうか、わが国の国内法上の問題として生ずることともなり、両者の均衡調整ということも問題となるであろう。もっとも、この場合、原子力資料の提供ということが、M S A協定のワケ内で行われることも考えられないではない(アメリカの原子力法一四四條(a))は「国際協力」は同法にもとづく協力協定のほか、「既存の協定」によっても行われるとしている。が、そうだとすると、やはり、原子力機密資料の重要性から、現在のわが国の上記の秘密保護法の程度で、はたして、上述のような「保証」ができるかと了解されるかどうかも疑問とならざるをえないであろう。

わが国の「原子力憲章」なるものが、まず、平和的利用を主眼としたものとなるべきことは、いうまでもない。その場合は、上述のように、公益的事業、あるいは、公衆衛生上の立場から、助成乃至取締の性質をもった法律となるべきである。しかし、国際的な関係から、おそらく、このような性質のもので一貫することとは、困難となるであろうことが、予想される。できれば、わが国の原子力法は、もっぱら平和的利用にかぎり、「防衛」的要素から生ずる諸々の規制は、M S A系統の法律に、そのワケ内では、めこんでしまえば、すつきりするかも知れない。しかし、それも相手のあることであるから、何ともいえない。

いずれにしても、わが国としては、研究者の研究・発表の自由、企業者の平和的利用の自由が、最大限に確保され、原子力の平和的利用が促進されることが必要であり、それらの自由が、不当に圧迫されることのないように、十分な注意と監督とを、おこなうようにすることが必要である。とくに、研究の自由は、できるかぎり守られねばならない。アメリカの新原子力法では、核分裂性物質を使用するすべての研究等には許可が必要とされ(同一五二條、五三條)、機密資料の保全がはかられている(同一四五條)が、他方では、研究の助成(同一三一條)、機密資料の解除(同一四二條)の措置も考慮されているのである。こうした方向が、国際的にも、今後、一層助長され、原子力の平和的利用への方向が強化されることががぞましい。そして、わが国の原子力法は、二つの原爆の洗礼をうけ、一つの水爆の被害をうけた国の原子力法として、平和的利用に一貫したものと生れいづることを切望せざるをえないのである。

追記—本稿執筆後、アメリカから原子力用濃縮ウラニウム配分の申入があったことが伝えられ、アメリカの原子力法に基く双務協定を結ばねばならなくなった(昭和三〇・四・一四朝日)。

(金沢良雄)